

緑の募金事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、公益財団法人山梨県緑化推進機構（以下、「県緑推」という。）が、緑の募金事業の効果的かつ適正な実施のため、緑の募金事業交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容等)

第2 緑の募金事業の内容、交付金の割合、限度額及び留意事項は、毎年度制定する緑の募金公募要領の別表各欄に掲げたとおりとする。

2 前項別表に掲げていない事業であって、緑の募金事業の公募の結果、事業認定申請書の提出された事業については、申請書の内容を審査し、緑の募金運営協議会において交付の適否、事業費、交付金の割合等を審議するものとする。

(目的達成に必要な条件等)

第3 緑の募金事業が、目的に沿って効果的かつ適正に実施されるために必要があると認められるときの申請事項の修正及び交付金交付の条件は、申請者に過重な負担とならない範囲で運営協議会の審議を経て定め、これを付すものとする。

(事業の実施)

第4 緑の募金事業は、寄付者の期待と信頼に応えるとともに、目的を達成するため事業計画及び前条により付された条件を遵守して、効果的かつ適正に実施しなければならない。

(実施状況の調査)

第5 県緑推は、必要に応じ実施状況を調べ、又は交付金の交付をうけた者（以下「被交付者」という。）に状況報告を求めることができる。

2 被交付者は、事業実施状況の写真及び記録等を整備しておくものとする。

(施設の標示)

第6 緑の募金事業により整備した森林、公園等の緑化場所、その他の施設、機械等については、緑の募金を活用したことを周知するため、施設等の内容に応じ、目につきやすい場所に標識の設置又は標示を行うものとする。

(事業計画の変更等)

第7 被交付者は、やむを得ない事由により事業計画の変更の必要が生じたときは、速やかに代表理事の指示を受けるとともに、別表の重要な変更の欄に掲げる変更の必要が生じたときは、交付要綱に基づき変更承認手続きを行うものとする。

(検査)

第8 県緑推は、交付金の額の確定に当たり実績報告の審査を行うほか、必要に応じて現地検査を行うものとする。

2 前項の現地検査は、地区緑化推進会議会長を経由したものについては、地区緑化推進会議がこれを行うものとする。

(交付金の返還)

第9 県緑推は、検査を拒んだとき、その他交付要綱に定める条件に違反していると認めるときは、期限を定めて不当に支払われた交付金の返還を請求することとする。

(結果の公表)

第10 県緑推は、毎事業年度終了3ヶ月以内に法に基づく結果の公告を行うほか、次年の募金活動時には広く県民に結果を報告することとする。

(施設等の管理)

第11 被交付者は、緑の募金事業が終了した後において、引き続き樹木、施設等の適正な育成管理に努めなければならない。

別表 第7条関係

重要な変更	・事業費の20%以上の減少 ・事業の実施場所の変更
-------	---

付 則

この要領は平成 8 年 1 月 2 4 日から施行する。

付 則

この要領は平成 1 1 年 2 月 2 日から施行する。

付 則

この要領は平成 1 4 年 2 月 2 7 日から施行する。

付 則

この要領は平成 1 4 年 9 月 2 6 日から施行する。

付 則

この要領は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は令和 7 年 9 月 1 8 日から施行する。